〇「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指 発第1009001号)の一部改正

, , ,	21-21-	改正				1			改正		(下線の部分	は改正部分
										10.0		
					付表1							付表1
	証 明 願 記	1 及び2 に	こ係る添付:	書 類				証明願記	1 及び2 ほ	に係る添付	書 類	
		申請者名							申請者名			
					_							_
		住 所			_				住 所			=
以下のとおり相道	をありません。						以下のとおり相違	ありません。				
1 医療保健業務に○ 本来業務に係る			年 月 日	至令和年月	目)		1 <u>診療収入</u> の明細	(自令和 年	月日至令	和 年 月	日)	
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合		病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名 <mark>等</mark>	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合
	社会保険診療 労災保険診療	円	円	F	9 %	,)		社会保険診療 労災保険診療	円	円	円	%
	健康診査 予防接種							健康診査 予防接種				
	助産 介護事業					•• ••		助産 介護事業				
	障害福祉事業							介護事業 障害福祉事業				
	補助金等 自由診療等							自由診療等				
	社会保険診療 労災保険診療							社会保険診療 労災保険診療				
	健康診査 予防接種							健康診査 予防接種				
	助産 介護事業							助産 介護事業				
	障害福祉事業 補助金等					 		障害福祉事業				
	自由診療等							自由診療等				
	社会保険診療 労災保険診療							社会保険診療 労災保険診療				
合計	健康診査 予防接種							健康診査 予防接種				
	助産 介護事業							助産 介護事業				
	障害福祉事業 補助金等							障害福祉事業				
	自由診療等				4000	_		自由診療等				
	計	1		1	100%	6						

		改正	後		
○ 附帯業務に係る収	入金額(医療保健	業務に係るものに	限る。) の明細		
施設名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	<u>患者から受けた収</u> 入金額	収入金額計	割合
			<u>人金額</u>		
	社会保険診療	巴	円	<u> </u>	<u>%</u>
	労災保険診療 健康診査				
	予防接種				
	助産				
	<u>介護事業</u> 陪宝垣址事業				
	<u>障害福祉事業</u> 補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療 労災保険診療				
	方次保険診療 健康診査				
	予防接種				
	助産				
	<u>介護事業</u> 陪宝短祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
合計	労災保険診療 健康診査				
<u> </u>	予防接種				
	<u>助産</u>				
	<u>介護事業</u> 障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				4000
	<u>計</u>			2	100%
○ 本来業務に係る収	入金額及び附帯	業務に係る収入金額	額(医療保健業務)	<u>に係るものに限る。)</u>	<u>の</u>
合計金額の明細		Literature A. C. C.			
	区分	支払基金等から受 けた収入金額	<u>患者から受けた収</u> 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	<u>円</u>	<u>③</u> 円	<u>13</u> <u>%</u>
<u>合計</u>	<u> 労災保険診療</u>			<u>4</u>	<u>14</u>
<u> </u>	健康診査			<u>5</u>	<u>15</u> 16
	予防接種			<u>w</u>	<u>uw</u>

		改	正	前	.	
	社会保険診療	T i			<u>(1)</u>	9
	労災保険診療				① ②	<u>10</u>
合計	健康診査				<u>3</u>	<u> </u>
	労災保険診療 健康診査 予防接種				<u>3</u> <u>4</u>	<u>0</u>
	助産				<u>(5)</u>	<u> </u>
	介護事業				<u>6</u>	<u>(14)</u>
	助産 介護事業 障害福祉事業				<u>7</u>	13 (1) (15)
	自由診療等				<u>(8)</u>	
	計	1				

	改	正	後		
<u>助産</u>				<u>⑦</u>	<u>17</u>
介護事業				8	18
障害福祉事業				<u> </u>	19
補助金等				(10)	20
自由診療等				<u>(1)</u>	
<u>計</u>					100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の<mark>医療 保健業務による収入金額</mark>について<u>本来業務と附帯業務を区別したうえで、</u>病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院名の別に記載すること。<u>その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の</u> 金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に 記載すること。その際、②及び②の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致 すること。
- 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
<u>合計</u>	<u>即</u>

2、3 (略)

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 20	円

(記載上の注意事項)

○ 5が20と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に気	官めるもの
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
ग्रीट	円	क्ति	円
		予防接種に係る収入合計 22	円

(記載上の注意事項)

○ 6が22と一致すること。

改 正 前

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の<u>診</u>療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①~⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる 事業収益の合計額と一致すること。

2、3 (略)

4 健康診査に係る診療収入の証明

4 医家的且にかる的家伙人の皿の			
健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	≒	円
		健康診査に係る診療収入合計 16	円

(記載上の注意事項)

○ ③が6と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

- 4 124 22 (122)			
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
11111	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 📅	円

(記載上の注意事項)

○ 4がかと一致すること。

	改	正	後			
6 助産に係る診療収入の証明						
		分娩	件数		助産に係る収入金額	須
自由診療のうち助産に係る収入		<u>23</u>		件	<u>24</u>	F
分娩件数(<u>33</u>)×50万円					25	F

(記載上の注意事項)

○ ⑦が@又は窓の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 26	円

(記載上の注意事項)

○ 8が%と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を 支援するための法律	総合的に	児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
		_	
# <u></u>	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 200	円

(記載上の注意事項)

○ 9が20と一致すること。

	改	正	前			
6 助産に係る診療収入の証明						
		分娩	件数		助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入		<u>(18)</u>		件	<u>19</u>	円
分娩件数(<u>18</u>)×50万円					20	円

(記載上の注意事項)

○ ⑤が⑩又は20の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業	社会福祉事業以外			
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円	
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円	
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円	
地域密着型介護予防サービス事業	円			
計	円	計	円	
		介護事業に係る収入合計 20	円	

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律		児童福祉法				
介護給付費	円	障害児通所給付費	円			
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円			
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円			
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円			
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円			
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円			
地域相談支援給付費	円					
特例地域相談支援給付費	円					
計画相談支援給付費	円					
特例計画相談支援給付費	円					
基準該当療養介護医療費	円					
地域生活支援事業	円					
計	円	計	円			
		障害福祉事業に係る収入合計 22	円			

(記載上の注意事項)

○ <u>⑦</u>が<u>②</u>と一致すること。

9 補助金等に係る収入の明細	せい 人然に切り	(n 1 人類	
補助金等の名称	補助金等に係る	<u>收入金領</u>	
<u>合計</u>	<u> </u>	<u> </u>	
(記載上の注意事項) ○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交	Σ付する補助金その他相当の反対給付を δ	と伴わない給付金	
(固定資産の取得に充てるためのものを除く 再委託を受けて行う事業に係る収入金額の	く。)に係る収入金額及び国又は地方公式	共団体の委託又は	
○ ⑩が⊗と一致すること。	<u>プラ、 </u>	<u>'3'</u>	
		添付書類	

改正後						改正	前					
				付表2						付表2		
	証明願記3に作	系る添付書類				証 明 願	記 3 に係る	添付書類				
申請者名				申請者名								
	住 所					住 所						
以下のとおり相違ありま	せん。				以下のとおり相違は	ありません。						
本来業務に係る収入金額	<u>質及び費用の額</u> の明細(自令	令和 年 月 日 3	百令和 年 月	日)	経費の額等の明細	(自令和 年	月 日 至令和	年 月 日	1)			
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	<u>割合</u> <u>A/B</u>		病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名 <mark>等</mark>	医療診療により収入する金額	患者の 医師、看護師等 の給与	ために直接必要な紀 医療の提供に要 する費用(投薬 費を含む)	圣費の額 合計	割合 <u>①/②</u>		
	円	円		%		円	円	円		円 %		
				%						%		
				%						%		
合 計	①	2		%	合計	1			2	%		
(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。 「添付書類」 (略)					(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法 <u>療</u> について病院、診療 ② <u>医療診療により収入</u> ③ <u>患者のために直接必</u> 添付書類 (略)	所、介護老人保健施設 <u>する金額合計</u> ①が、損	设及び介護医療院名 <mark>領</mark> 益計算書の <u>「医業収</u> え	É の別に記載すること。 <mark>益」の合計額</mark> と一致す	 ること。			